

不利益処分の処分基準

処 分 名	幼稚園の通園の停止		
根拠例規及び条項	多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 52 年条例第 37 条）第 5 条第 3 項		
所 管 部 課 名	福祉部 子ども支援課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項		
	基 準	第 5 条第 3 項 保育料を前項に規定する納期限までに納入しない者に対しては、園長は、その出席を停止させることができる。	
	設定年月日	平成 12 年 12 月 19 日	最終変更年月日
備 考			